

改正後	改正前
<p>(危険有害業務の就業制限の範囲等)</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十九〇二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(危険有害業務の就業制限の範囲等)</p> <p>第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>十九〇二十四 (略)</p> <p>2 (略)</p>